

掛川市条例第4号

掛川市市道の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市市道の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第2項の規定に基づき、市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法並びに道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

(市道の構造の技術的基準)

第2条 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）第10条第1項ただし書及び第2項ただし書、第10条の2第1項ただし書及び第3項ただし書並びに第11条第1項ただし書、第2項ただし書及び第4項ただし書の規定により自転車道等を設けない道路にあっても、歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行を確保するために必要がある場合においては、1メートル以上とする。

2 歩道又は自転車道等（以下「歩道等」という。）の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 歩道等の舗装は、高齢者及び身体障害者の移動の円滑化を図る必要がある場合においては、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。ただし、道路の構造、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、道路法第30条第3項の条例で定める市道の構造の技術的基準は、令に規定する基準とする。この場合において、令第24条第2項中「2パーセントを標準として」とあるのは、「1パーセント（道路の構造、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント）以下の」とする。

(市道に設ける道路標識の寸法)

第3条 道路法第45条第3項の条例で定める市道に設ける道路標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第2に定める寸法とする。この場合において、同表の備考の一の(五)の2中「ローマ字にあつては、その2分の1の値」とあるのは、「ローマ字にあつては、その100分の65の値」とする。

(道路移動等円滑化基準)

第4条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の条例で定める道路移動等円滑化基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）に規定する基準とする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている市道及び道路標識については、第2条及び第3条の規定は、適用しない。